

大和市告示第52号

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成22年大和市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第3号中「又は当該」を「、又は当該」に改める。

別表第2号中「大和市大和東一丁目1070番地7先」を「大和市大和東一丁目3番12号先、1070番地7先」に、「中央一丁目561番地及び557番地2先」を「中央一丁目557番地2先及び561番地」に、「20台」を「22台」に改め、同表第64号中「大和市中心三丁目2番30号先」を「大和市中心二丁目1号先及び中央三丁目2番30号先」に、「3台」を「7台」に改め、同表第85号中「2台」を「4台」に改め、同表第109号中「大和市大和南一丁目2番11号先」を「大和市大和南一丁目2番9号先、11号先及び15号先」に、「2台」を「6台」に改め、同表第110号中「大和市桜森三丁目8番先」の次に「並びに大和東一丁目5番4号先及び6番10号先」を加え、「4台」を「8台」に改め、同表第129号中「大和市上草柳一丁目1番先」の次に「及び上草柳四丁目1番34号」を加え、「3台」を「6台」に改め、同表第143号中「大和市上和田2826番地先及び2802番地先」を「大和市上和田2802番地先及び2826番地先」に改め、同表第152号中「大和市下和田690番地2先及び434番地13先」を「大和市下和田434番地13先及び690番地2先」に改め、同表第211号中「大和市南林間七丁目23番10号先」を「大和市南林間七丁目14番25号先及び23番10号先」に、「3台」を「6台」に改め、同表に次のように加える。

225	市道大和東7号（大和市大和東二丁目1番11号先及び4番16号先）	6台
226	市道大和東9号（大和市大和東二丁目1番2号先）	2台
227	市道大和東32号（大和市大和東一丁目8番4号先及び10号先）	5台
228	市道深見草柳線（大和市中心一丁目3番15号先、19号先及び21号先）	6台
229	市道中央16号（大和市中心二丁目4番4号先及び8号先）	4台
230	市道大和南22号（大和市大和南一丁目12番23号先）	2台

231	市道中央21号（大和市中心四丁目3番8号先）	3台
232	市道大和駅南線（大和市中心一丁目1番25号先）	2台
233	市道中央11号（大和市中心二丁目5番8号先）	3台
234	市道上草柳115号（大和市上草柳九丁目1番26号先）	2台
235	市道つきみ野80号（大和市つきみ野三丁目5番地先）	2台
236	市道下鶴間48号（大和市下鶴間3009番地先）	2台
237	市道柳橋31号（大和市柳橋二丁目5054番地8先）	2台
238	市道大塚戸桜山線（大和市上和田2095番地4先）	3台
239	市道高座渋谷代官庭線（大和市福田695番地1先）	3台
240	市道公所93号（大和市下鶴間2150番地1先）	3台
241	中央林間3丁目公園（大和市中心林間三丁目14番）	3台
242	多胡記念公園（大和市中心林間五丁目17番3号）	4台
243	市道中央林間47号（大和市中心林間西三丁目2番2号）	3台
244	草柳1号公園（大和市草柳一丁目20番地）	3台
245	渋谷5号公園（大和市下和田911番地）	3台
246	山王原公園（大和市下鶴間2991番地63）	4台
247	中福田ひだまり公園（大和市福田670番地1）	3台
248	松ヶ丘公園（大和市福田三丁目15番地1）	2台
249	山王原子供広場（大和市下鶴間2995番地）	3台
250	市道内山6号（大和市中心林間九丁目42番2号）	3台
251	市道渋谷44号（大和市福田2172番地8先）	2台
252	市道公所162号（大和市下鶴間5083番地先）	2台
253	市道深見西2号（大和市深見西八丁目9番8号先）	2台
254	南林間児童遊園（大和市南林間三丁目10番16号先）	2台
255	市道上和田42号（大和市上和田663番地先）	2台

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。